

## 2022 年度診療報酬の改訂（「専門性の高い看護師の配置・活動」に関連する項目）

令和4年度診療報酬の改定が告示(2022年3月4日)され、4月1日から適用されております。今回は、COVID-19の感染拡大において医療機関の果たした役割に配慮した改正が行われました。2022年度の改定の基本方針・方向性は以下の通りとされております。

- ① 新興感染症等にも対応できる医療体制の構築
- ② 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ③ 患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ④ 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

日本NP教育大学院協議会制度検討委員会診療報酬WGは、2016年から診療報酬の改定に向けて診療看護師(NP)の活動を診療報酬に反映するための活動を続けております。しかし、ご承知のように、診療報酬は、既存の医療体制をベースに検討されますので、国の制度となっていない診療看護師(NP)の活用・配置等に関する具体的な記述はありませんが、2018年度改定、2020年度改定の際も、「専門性の高い看護師の配置・活用」に対する加算などが行われ、本協議会の要望の一部が反映されております。2022年度改定では、「感染対策向上加算」「指導強化加算」「急性期充実体制加算」「重症患者対応体制強化加算」などが新設されています。

2022年度改正における「専門性の高い看護師」の配置、活動に関連した項目を以下に示します。診療看護師(NP)のみなさんが所属施設において、詳細に検討し、加算が取れるようにしていただければと思います。

### 【基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて】

精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、  
褥瘡ハイリスクケア患者ケア加算、呼吸ケアチーム加算  
救命救急入院料、特定集中治療室管理料の重症患者対応体制強化加算  
救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、  
脳卒中ケアユニット入院医療管理料、  
小児特定集中治療室管理料に、早期離床・リハビリテーション加算が新設されたこと  
により追加

### 【特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて】

救急搬送診療料の重症患者搬送加算  
在宅患者訪問看護・指導料、同一建物住居者訪問看護・指導料の専門性の高い看護師  
による同行訪問（褥瘡のみ）

在宅患者訪問看護・指導料、同一建物住居者訪問看護・指導料の専門管理加算

【診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について】

在宅患者訪問看護・指導料、同一建物住居者訪問看護・指導料の専門管理加算  
訪問看護指示料、精神科訪問看護指示料の手順書加算

【訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて】

訪問看護基本療養費の専門性の高い看護師による同行訪問（褥瘡のみ）

訪問看護管理療養費の専門管理加算

機能強化型訪問看護管理療養費 1～3

【訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について】

訪問看護管理療養費の専門管理加算